

2024年9月3日
阪神高速道路株式会社

説明書(技術提案書等含む)及び設計図書等に対する質問回答書

業 務 名：名神湾岸連絡線 神戸線及び湾岸線接続に関する整理・検討業務		
質問提出日：2024年9月2日 質問回答日：2024年9月3日		
番 号	質 問	回 答
1	【設計書・数量総括表 設計書内訳書-4 項】 構造検討(渡航部)項目は、見積徴収後に見積参考資料(参考歩掛)として公表され ると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書 7(5)に記載のとおりです。
2	【設計書・数量総括表 設計書内訳書-2 項】 打合せの歩掛は、令和6年度版設計業務 等標準積算基準書 P3-2-1 第2章土木設計 業務等標準歩掛 第1節 1-1 打合せ等の歩 掛を採用されていると考えてよろしいで しょうか。	設計業務等標準積算基準書第2章1-1 打合 せ等に準拠しております。
3	【設計書・数量総括表 設計書内訳書-1 項】 旅費交通費(率計上)は、令和6年度版 設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2章第1節 1-3-1 旅費交通費の率を用 いた区分：土木設計業務(直接人件費の 0.63%)により計上されていると考えて よろしいでしょうか。	設計業務等標準積算基準書(参考資料) 1- 3-1 旅費交通費の率を用いた積算に準拠 しております。
4	【設計書・数量総括表 設計書内訳書-1 項】 成果品として土木設計業務等電子納品要 領(案)に基づき電子ファイル2部を提 出するとありますが、設計書ではこれに 該当する項目がありません。電子納品は 計上されていますでしょうか、ご教授願 います。 計上されている場合は、設計業務等標準 積算基準書第1章第3節 3-1 電子成果品 作成費(2)その他の設計業務((1)以 外)により電子成果品作成費を計上され ていると考えてよろしいでしょうか。	特記仕様書に誤りがありましたので、成果品 について記載を改めた正の特記仕様書に差し 替えさせていただきます。 特記仕様書に記載のとおり、「電子納品に 関する手引き【土木設計業務・土木工事編】 第2章 Hi-TeLus を適用しない工事・業務 6.3 電子成果品作成方法(国土交通省『土 木設計業務等の電子納品要領』準拠)」によ る電子成果品の作成は不要のため、電子成果 品作成費は計上しておりません。

5	【設計書・数量総括表 設計書内訳書-1 項】 電子計算機使用料は各項目の何%で計上されていますでしょうか。	電子計算機使用料は、「構造検討（渡航部）」について計上をしています。率につきましては設計業務等標準積算基準書 橋梁設計に準拠しております。
---	---	--